

平成 25 年 11 月 5 日
省エネルギー対策課

電気事業者に係る措置について（案）

1. 背景

改正省エネ法第 81 条の 6 及び第 81 条の 7 においては、電気を使用する者が電気需要平準化に資する対策に効果的かつ効率的に取り組むに当たって、電気事業者（改正省エネ法においては、一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者をいう。）が提供する情報が有効であるとの観点から、電気事業者に係る措置を新たに規定している。

（1）電気事業者の情報開示（電気の使用の状況に関する情報の開示）

改正省エネ法第 81 条の 6 では、電気事業者は、その電気を使用する者から電気の使用の状況に関する情報について開示を求められた場合、開示しなければならないとしている。

この際、以下の事項を経済産業省令で定める必要がある。

- ① 電気を使用する者に開示することとする電気の使用の状況に関する情報
- ② 当該情報を開示する方法
- ③ 開示することにより、電気事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとして当該情報の一部又は全部を開示しないことができる場合

（2）電気事業者による計画の作成及び公表（電気需要平準化に資する取組の実施に資するための措置の実施に関する計画の作成及び公表）

改正省エネ法第 81 条の 7 では、電気事業者（経済産業省令で定める要件に該当するものを除く。）は、基本方針の定めるところに留意して、電気を使用する者による電気需要平準化に資する取組の効果的かつ効率的な実施に資するための以下の措置の実施に関する計画を作成し、公表しなければならないとしている。

- （一）電気を使用する者の電気需要平準化に資する取組を促すための電気料金の整備
- （二）電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移など、電気需要平準化に資する取組を行う上で有効な情報の取得、電気を使用する者へ当該情報を提供する機能を有する機器の整備
- （三）供給する電気の需給の実績及び予測に関する情報提供環境の整備

この際、以下の事項を経済産業省令で定める必要がある。

- ① 計画の作成及び公表の義務が免除される電気事業者の要件
- ② 電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移その他の電気需要平準化に資する取組を行う上で有効な情報として、改正省エネ法第81条の7第1項第二号の整備の対象となる機器が取得及び提供を可能とするべき情報

2. 経済産業省令で定める事項について

(1) 電気事業者の情報開示に関する事項（第81条の6）

改正省エネ法第81条の6に基づき、経済産業省令で定める必要のある事項については、以下の方針としてはどうか。

① 電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関する情報

電気需要平準化を進める上では、電気を使用する者がいつ、どれだけの電気を使用しているかを把握することは重要であるが、電気を使用する者は必ずしも自らの電気の使用状況について、自ら十分な情報を得ることのできるだけの技術や設備投資の能力を有してはいない場合がある。

そこで、第81条の6に基づき、電気を使用する者の求めにより電気事業者が開示しなければならない情報として、「一定の時間ごとの電気使用量」を省令で定めることとする。

ここで、電気事業者が開示しなければならない情報は、省エネ法上「電気事業者が保有するもの」に限られている。例えば、30分又は1時間ごとの電気使用量の開示が求められた場合には、遠隔検針等により30分又は1時間ごとの電気使用量を保有している場合に限り、開示対象になる。

なお、経済産業省のスマートメーター制度検討会（平成23年2月）において、電気事業者により今後導入が進められるスマートメーターが取得する情報として、「30分ごとの電気使用量」が示されており、また、一般電気事業者が、スマートメーターを計画的に導入していく方針を表明していることを踏まえると、今後、「30分ごとの電気使用量」の開示を受けることが可能な電気使用者は拡大していくことが見込まれる。

(参考1) 各社のスマートメーターの導入計画

- ・ 高圧部門（工場等）については、平成28年度までに全数スマートメーター化。
- ・ 低圧部門（家庭等）におけるスマートメーターの導入計画は、現時点では下表のとおりであるが、各社において、導入前倒しも含め、詳細を検討中。

		北海道	東北	東京	中部	関西	北陸	中国	四国	九州	沖縄
①3年後(H28FY=2016FY末)のスマートメーター導入率(対総需要)		63%	71%	72%	73%	81%	71%	62%	66%	66%	54%
②高圧部門における対応	全数スマメ化時期	H28	完了	完了	H28	H28	完了	H28	H28	完了	H28
③低圧部門における対応	本格導入開始	H27	H26下期	H26上期	H27	開始済	H27	H29	H26下期	H28	遅くともH35迄
	導入完了	H36	H36	H35	H37	H35	H36	H38	H36	H37	遅くともH44迄

(出典：第12回スマートメーター制度検討会資料（平成25年9月11日開催）)

② 当該情報を開示する方法

一般電気事業者を対象とした実態調査によると、一般電気事業者が事業者等の需要家に情報の開示を求められた際には、「ホームページなどインターネットによる開示」、「書面による開示」、「電子メールによる開示」等の方法で開示を行っている。

これらの実態を踏まえ、情報を開示する際には具体的には下記で定める方法など、電気事業者と需要家の間で合意した方法により開示することとする。

- ・ ホームページなどインターネットによる開示
- ・ 書面による開示
- ・ 電子メール等を活用した電子データによる開示
- ・ その他電気事業者と需要家の間で合意した方法による開示

③ 開示することにより、電気事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとして当該情報の一部又は全部を開示しないことができる場合

以下の場合を、情報の一部又は全部を開示しないことができる場合とする。

- ・ 社会通念上適当でないと認められる程度の大量・短納期等で開示を求められる場合
- ・ 同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる場合

これは、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等に記載された具体的事例を踏まえても妥当であると考えられる。

(参考2) 個人情報の保護に関する法律

第二十五条 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

一 (略)

二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 (略)

【事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合の具体的な事例】

同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の求めがあり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(出展：個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン)

(2) 電気事業者による計画の作成及び公表に関する事項（第81条の7）

改正省エネ法第81条の7に基づき、経済産業省令で定める必要のある事項については、以下の方針としてはどうか。

① 計画の作成及び公表の義務が免除される電気事業者の要件

電気を使用する者による電気需要平準化に資する取組の効果的かつ効率的な実施に資するための措置の実施に関する計画として、電気事業者は以下の項目を含む計画を作成、公表することとしている。また、電気事業者のうち、計画の作成及び公表の義務が免除される電気事業者の要件を経済産業省令で定めることとしている。

(ア)「電気の需要の平準化に資する取組を促すための電気料金その他の供給条件の整備（第一号）」

電気の平準化に資する取組を促すための電気料金の整備については、典型的には、季節別時間帯別料金メニュー等の整備が想定される。

(イ)「電気を使用する者に対する有効な情報の提供を可能とする機能を有する機器の整備（第二号）」

電気を使用する者に対する有効な情報の提供を可能とする機能を有する機器の整備については、典型的には、一般電気事業者が設置しているスマートメーター等の整備が想定される。

(ウ)「供給する電気の需要の実績及び予測に関する情報を提供するための環境の整備（第三号）」

供給する電気の需要の実績及び予測に関する情報を提供するための環境の整備については、典型的には、一般電気事業者が提供しているでんき予報等の開設が想定される。

省エネ法の目的である燃料資源の有効な利用の確保に資するため、国全体の電気の需要の平準化を図るためには、電気事業者に規模の大小はあるとしても、それぞれの電気事業者が、それぞれの需要家との関係で電気の需要の平準化に取り組む必要があることから、それぞれの電気事業者が整備計画を作成、公表する必要があるものと考えられる。

一方で、特定電気事業者や特定規模電気事業者の中には、項目によっては、特定規模電気事業者によるスマートメーターの整備のように現時点において対応が困難なものがあるため、こうしたものについては作成しないことを認めるべきと考えられる。なお、具体的な省令の規定ぶりについては、電力システム改革等の状況を踏まえて検討することとしたい。

- ② 電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移その他の電気需要平準化に資する取組を行う上で有効な情報として、改正省エネ法第81条の7第1項第二号の整備計画の対象となる機器が取得及び提供する情報

電気需要平準化を進める上では、電気を使用する者がいつ、どれだけの電気を使用しているかを把握することは重要である。その際、一定の時間の粒度が細かいほど、電気需要平準化に資する取組への有効性は高まるものと考えられる。

そこで、改正省エネ法第81条の7第1項第二号の整備計画の対象となる機器が取得及び提供する情報として、以下を省令で定めることとする。

- ・ 30分ごとの電気使用量及び逆潮流の量
- ・ 時刻情報

なお、経済産業省のスマートメーター制度検討会（平成23年2月）において、電気事業者により今後導入が進められるスマートメーターが満た

すべき基本的要件がとりまとめられた。この中では、スマートメーターが取得する情報として、(i) 電力使用量、(ii) 逆潮流値、(iii) 時刻情報、(iv) 測定間隔は30分値、とされている。改正省エネ法では、この基本的要件を定めることとなり、スマートメーターの整備の現状との整合性においても問題がないと考えられる。

(参考3) スマートメーター制度検討会の概要

一般電気事業者、メーター製造事業者、通信事業者などの参画を得て、スマートメーターに関する制度的課題等の検討を実施(平成22年~)。平成23年2月に、スマートメーターの満たすべき基本的な要件、導入に向けた課題及び今後の対応についてとりまとめ。その後、年1回程度開催し、各事業者の取組をフォローアップ。

平成25年は、第12回目となる検討会を9月に開催。年度内を目途に、スマートメーター導入の加速化、それに当たっての課題、加速化を進めていく上での追加的な方策は何か、スマートメーターの導入をこれから進めていく上でのシステム面や運用面での留意すべき事項は何か、といった点について、幅広いご議論をいただく予定。

[参考] 改正省エネ法（第7章 電気事業者に係る措置を抜粋）

第七章 電気事業者に係る措置

（開示）

第八十一条の六 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者、同項第六号に規定する特定電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下同じ。）は、その供給する電気を使用する者から、当該電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関する情報として経済産業省令で定める情報であつて当該電気事業者が保有するもの（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第五項に規定する保有個人データを除く。）の開示を求められたときは、当該電気を使用する者（当該電気を使用する者が指定する者を含む。）に対し、経済産業省令で定める方法により、遅滞なく、当該情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより、当該電気事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合として経済産業省令で定める場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

（計画の作成及び公表）

第八十一条の七 電気事業者（経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。次項において同じ。）は、基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる措置その他の電気を使用する者による電気の需要の平準化に資する取組の効果的かつ効率的な実施に資するための措置の実施に関する計画を作成しなければならない。

- 一 その供給する電気を使用する者による電気の需要の平準化に資する取組を促すための電気の料金その他の供給条件の整備
 - 二 その供給する電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移その他の電気の需要の平準化に資する取組を行う上で有効な情報であつて経済産業省令で定めるものの取得及び当該電気を使用する者（当該電気を使用する者が指定する者を含む。）に対するその提供を可能とする機能を有する機器の整備
 - 三 前号に掲げるもののほか、その供給する電気の需給の実績及び予測に関する情報を提供するための環境の整備
- 2 電気事業者は、前項の規定により計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。